

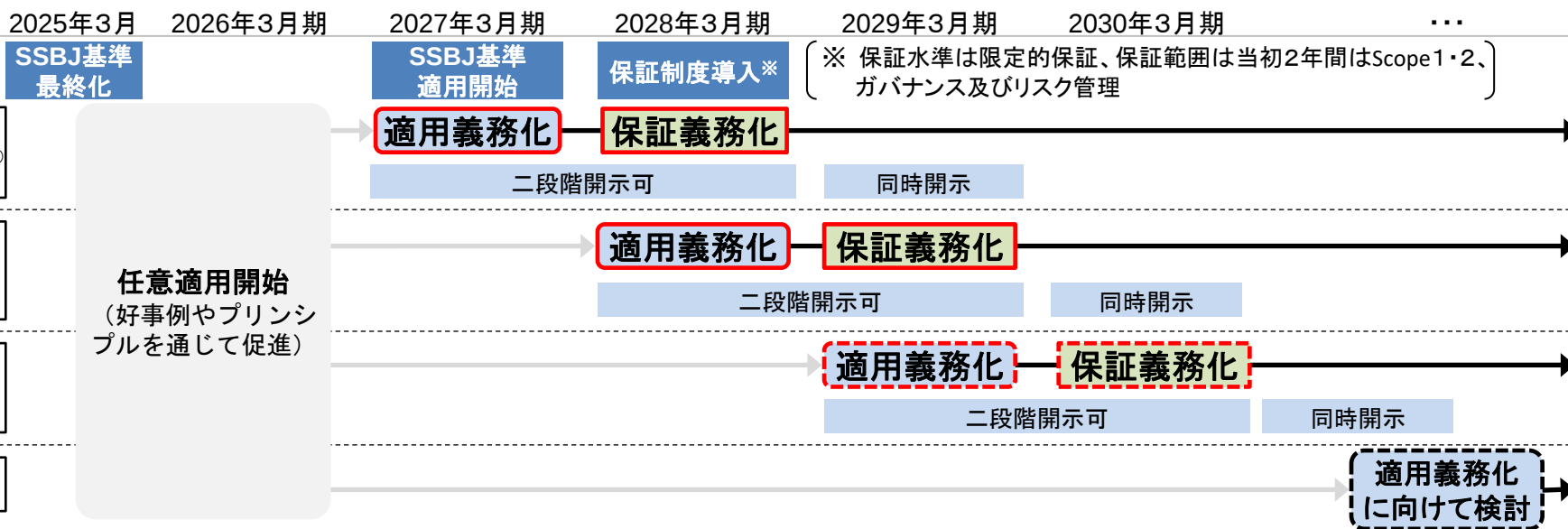
サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ(案)

開示基準
の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向し、新たな制度への対応能力も高いと考えられる**プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付ける。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、
 - i. 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
 - ii. 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
 - iii. 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**
 からの**適用開始を基本とし、iii. の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応。**
 (注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
 (注2) 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値等を参考としつつ、検討。
- 経過措置としての**二段階開示**は、**適用開始から2年間**とする。
- **有価証券報告書の提出期限の延長**については、本WGで**引き続き検討**していく。

保証

- **開示基準の適用開始時期の翌年**から保証を義務付け。
- 保証水準は**限定的保証**(合理的保証への移行の検討は行わない)、保証範囲は**当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)とし、**保証の担い手**は本WGで**引き続き検討**。



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレージ(Bloomberg Finance L.P.及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。